

吸収分割に関する事後開示書面

(分割会社/会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に定める書面)

(承継会社/会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める書面)

2023年4月1日

分割会社：株式会社チェンジホールディングス

承継会社：株式会社チェンジ

2023年4月1日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都港区虎ノ門三丁目17番1号
株式会社チェンジホールディングス
代表取締役 福留 大士

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社チェンジ
代表取締役 野田 知寛

株式会社チェンジホールディングス（2023年4月1日付で「株式会社チェンジ」より商号変更。）（本店所在地：東京都港区虎ノ門三丁目17番1号）（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社チェンジ（2023年1月17日付で「株式会社チェンジ分割準備会社」より商号変更。）（本店所在地：東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号）（以下「承継会社」といいます。）は、2023年1月16日付けで締結した吸収分割契約に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、分割会社の営む事業のうち、NEW-ITトランスフォーメーション事業に関する権利義務を、分割会社から承継会社に対して吸収分割（以下「本件分割」といいます。）により承継させましたので、次のとおり開示いたします。

1. 本件分割が効力を生じた日

本件分割は2023年4月1日に効力を生じました。

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求手続について

本件分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、分割会社は、会社法第785条第3項の規定による株主への通知を行っておりません。

(3) 新株予約権者の新株予約権買取請求手続について

分割会社は、会社法第787条第1項第2号の新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続について

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年2月22日付の官報及び電子公告において債権者に対し公告を行いました。同条第1項の異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第796条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求手続について

分割会社は承継会社の完全親会社であり、かつ特別支配会社であるため、会社法第797条第3項の規定に基づき、承継会社の株主に対する通知は行っていません。

(3) 債権者保護手続について

承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき2023年2月22日付で債権者に対して各別の催告を、同日付の官報において債権者に対し公告を行いました。同条第1項の異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件分割の効力発生日である2023年4月1日をもって、分割会社から、分割会社の営む事業のうち、NEW-ITトランスフォーメーション事業にかかるその資産、負債その他の権利義務を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産の額は約123百万円（概算値）、負債の額は約55百万円（概算値）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日
2023年4月14日(予定)

6. 前各項に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上